

摂津市議会

建設常任委員会記録

平成27年12月3日

摂津市議会

目 次

建設常任委員会

1 2 月 3 日

会議日時、場所、出席委員、説明のため出席した者、出席した議会事務局職員、審査案件-----	1
開会の宣告-----	2
市長挨拶	
委員会記録署名委員の指名-----	2
議案第 6 4 号所管分の審査-----	2
議案第 6 7 号の審査-----	2
議案第 6 5 号の審査-----	2
質疑（中川嘉彦委員）	
議案第 7 2 号の審査-----	4
質疑（中川嘉彦委員、弘豊委員）	
採決-----	8
閉会の宣告-----	9

建設常任委員会記録

1. 会議日時

平成27年12月3日(木) 午前 9時58分 開会
午前10時33分 閉会

1. 場所

第二委員会室

1. 出席委員

委員長 野原 修 副委員長 藤浦雅彦 委員 木村勝彦
委員 中川嘉彦 委員 弘 豊

1. 欠席委員

なし

1. 説明のため出席した者

市長 森山一正
都市整備部長 吉田和生 同部次長 土井正治
都市計画課長 江草敏浩 同課参事 小寺健二郎 同課参事 秋庭伸正
土木下水道部長 山口 繁 同部次長兼道路管理課長 山本博毅
同部参事兼下水道業務課長 野村眞二 下水道事業課長 樫本宏充
水道部長 渡辺勝彦 同部次長兼総務課長 石川裕司
同部参事 池上敦実 営業課長 小明哲也 水道施設課長 末永利彦

1. 出席した議会事務局職員

事務局次長 橋本英樹 同局書記 川原 恵

1. 審査案件(審査順)

議案第64号 平成27年度摂津市一般会計補正予算(第3号)所管分
議案第67号 平成27年度摂津市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
議案第65号 平成27年度摂津市水道事業会計補正予算(第1号)
議案第72号 大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う
大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議の件

(午前9時58分 開会)

○野原修委員長 おはようございます。

ただいまから建設常任委員会を開会します。

理事者から挨拶を受けます。

森山市長。

○森山市長 おはようございます。

委員の皆さんにはお忙しい中、そしてまた足元の悪い中、建設常任委員会をお持ちいただきまして大変ありがとうございます。

本日は、昨日の本会議で付託されました案件についてご審査を賜りますが、何とぞ慎重審査の上、ご可決いただきますよう、よろしく願いいたします。一旦、退席させていただきます。

○野原修委員長 挨拶が終わりました。

本日の委員会記録署名委員は中川委員を指名します。

審査の順序につきましては、お手元に配付しています案のとおり行うことに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○野原修委員長 異議なしと認め、そのように決定します。

暫時休憩します。

(午前 9時59分 休憩)

(午前10時 再開)

○野原修委員長 再開します。

議案第64号所管分の審査を行います。

本件につきましては補足説明を省略し、質疑に入ります。

質疑のある方。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○野原修委員長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

議案第67号の審査を行います。

本件につきましては補足説明を省略し、

質疑に入ります。

質疑のある方。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○野原修委員長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前10時1分 休憩)

(午前10時2分 再開)

○野原修委員長 再開します。

議案第65号の審査を行います。

本件につきましては補足説明を省略し、質疑に入ります。

中川委員。

○中川嘉彦委員 おはようございます。

それでは、何点か質問させていただきます。

今回は補正ということで、人件費の調整というふうになっていると思うんですけども、9ページ、その人件費の中で職員数が当初は38人予定していたのが37人ということで、1人減ということでこの27年度はやってこられたと思うんですけど、1人いないということは大きいことだと思うんですけども、それに対しての弊害と、あと水道部さんは現場で要するに技術を持った職員が必要だというふうに認識しているのですけれども、その技術の継承は、こういうふうな形でいくとうまいこと継承していくのか。また、その次の10ページに技能労務職ということで7人挙げてますけれども、区分別で等級別になっているのですけれども、この辺を今後将来考えていく必要があるのではないかと思うのですけれども、これで見ると4級で57%、5級で28%、ほとんどここで技術者の方がいらっしゃると思いますけれども、技術の継承という観点からいくともう少しピラミッド型というか、各層にいつ

らプレーもしてるというようなことで、なかなか管理職の業務だけというわけにはいかないような状況でございます。管理職が27年度に退職ということになってきますので、来年度はさらに現状よりも厳しい状況になるのかなというふうに考えておまして、今の状況ですと来年度も同様に職員の要望をかけていきたいと思っています。

それと、技能労務職の件ですけれども、これは一般事務職ではなくて技能労務職ということになってまして、異動というのは基本にございません。水道部の中での異動はございますけれども、技能を専門にやっていただくということで、技能労務職の方々が実際に修繕等に当たられてるという状況でございます。本市ですと、市内のそういった業者も以前でしたらそこそこおられたんですけれども、現状はなかなか業者もそういった職人が減っている中で、こちらが例えば修繕をお願いしてもすぐには対応できないというような厳しい状況もございまして、そういう中で技能職員の方それから市内業者の方とで修繕業務に当たるという状況でございます。

技能労務職の方々については高齢化も進んでるということなんですけれども、技能労務職は補充しないというような一定の方針も出ている中で、今後はそういった修繕業務にどういうふうに対応していくのかというところが、これまで以上に重要な問題になってくるのかなと考えています。以上です。

○野原修委員長 中川委員。

○中川嘉彦委員 答弁ありがとうございます。

今、摂津市内の業者さんもニーズというのですか、なかなか人手がないとかいう

今の現状があると思います。しっかりとこの部分、新しい補充もない中で技能労務職が必要であれば必要であるとしてしっかりと位置づけでこういうふうに必要なんだということを持っていただいて、しっかりと技術継承をしていただきたいと思います。以上です。

○野原修委員長 ほかありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○野原修委員長 以上で質疑を終わります。

続きまして、議案第72号の審査を行います。本件につきましては補足説明を省略し、質疑に入ります。

中川委員。

○中川嘉彦委員 それでは、第72号について質問させていただきます。

私は、大阪広域水道企業団は余り詳しくわからないんですけれども、この企業団は調べると平成27年度、823億円ぐらいの予算の大きい企業団体というふうに思います。この企業団の中身を見ますと、用水供給事業が赤字になってて、工業用水道事業も現状は黒字となっていますけど、水の使用量が年々減り続けるというふうに思います。その中で、今回、四條畷市とかが企業団に入るとのことなんですけれども、これは今42構成団体で、そのうち摂津市も入っているとは思いますが、その中でこういうふうに四條畷市、太子町、千早赤阪村が入ることによって企業団の要するに財務体質が悪化することがないのか。さらに、摂津市民にとって考えると、言い方が悪いですが、財務内容が悪いから企業団にこうやって吸収して救済を求めて入ってくるような形になるのであれば、やっぱり水道料金も最終的には値上げ方向になるのか、そういうのが摂津市

民にとって一番危惧される場所だと思います。ですので、その辺をどういうふうと考えて捉えられているのかお教えいただきたいのと、こういうふうに企業団に、今回議論する市町村の方々も入ることによって、やっぱりその幅を大きくすることによってスケールメリットが絶対出てくると思うんですけれども、その辺をどうお考えなのか。企業団に入るとこういうメリットがあるんだよということをもう一度、確認の意味で教えていただければと思います。以上です。

○野原修委員長 石川次長。

○石川水道部次長 まず、1点目の企業団への影響はないのかというご質問でございますけれども、今考えておられる統合というのは、企業団は今現在、各構成団体への用水の供給事業と、それから工水の事業をされています。統合によって新たに3団体の水道事業をやっていくということなんですけれども、それぞれの会計、用水の供給事業の会計とそれから工水の会計、それから新たな水道事業の会計ということで会計は別々ということなので、今現在の用水とか工水の企業会計への影響はないというふうに聞いております。

それから、本市への影響ということですが、今言いましたように、それぞれの会計で別々に経理されていくわけなので、今現在その企業団の受水費ということで1立米当たり75円ですかね、そういう単価で水を買ってますけれども、例えば統合によってその単価が上がるとかというようなことはない、というふうに我々は認識をしております。

それから、企業団と統合することのメリットでございますけれども、今回3団体については、この3団体だけではないのです

けれども、将来的に水需要が減っていくという見込みの中で、技術職員も不足している、技術継承という問題もあるし、そういう中で施設の老朽化は進んでますから今後更新費用も膨大なものになってくると。そんな中で市民サービスへの影響ということを考えたときに、具体的な料金等への影響を考えたときに、そのまま単独で経営するよりも企業団と統合するほうが有利であると、そういう判断をされた。その中の一つにはスケールメリットもございますし、今回広域化の交付金という制度もございますので、そういったものを活用する。さらには、統合することによって企業団の施設を利用する。施設の統廃合、再配置等も考えていかれた中で統合するメリットがあるということで今回は3団体が統合されたものでございます。これは一般的な考えられるメリットではございますけれども、本市が危惧するのは、統合した場合のデメリットですね。具体的にはサービスの低下につながるようなことはないのか、ここら辺がなかなか把握できない状況でございます。本市も3団体の統合後の状況を見ながら検討していかねばならないというふうに考えております。以上です。

○野原修委員長 中川委員。

○中川嘉彦委員 ありがとうございます。

今、最後に統合のデメリットはなかなか把握しづらいということなのですが、皆さんが今回事務を追加するというので入ってくるという説明、ちらっとお聞きしますと、摂津市だけが反対すると全体的に全部入れないというような、すごい大きな話だと思うんですけれども、今回このお話が摂津市にあったときに、こういう形でこうなるから企業団に入るのを認めてほし

いと、すごく重要なことだと思えるんですけども、その辺はどういうふうな経緯で、どういうふうな流れでこの企業団に四條畷さんとか、ほかの市町村の方が入ることを同意してくれみたいなことを市のほうにアプローチをしてきたのか。今言ったように、デメリットが把握できない中であれば、例えば摂津市としては認めないよといったら完全に多数決とかそういう問題ではないみたいですけども、その辺をもう一度お教え願えますでしょうか。

○野原修委員長 石川次長。

○石川水道部次長 今回の3団体からどんなアプローチがあったのかというご質問が一点あるかと思うんですけども、私も今年度から水道に来て、ちょっと認識違いがあるかもわからないんですけども、本格的な3団体の統合協議が始まったのが26年度の早々からだと思っています。それ以前にも準備はあったと思うんですけども。当然その3団体の方は首長会議というのがございまして、その中でのお願いもされてこられましたし、そもそも企業団が設立された大きな目的は府域一水道という大きな最終目標がございまして。それについては42構成団体とも同様の思いなんですけれども、ただ統合時期については各団体の事情がありますので、当然时期的なずれは生じるということとございまして。ですから、府域一水道に向けて統合ということについて構成団体さんが反対する理由というのはないのかなと思っています。もちろん各市の水道事業に影響があるようであれば、これは当然反対ということも出てくるのかなとは思っていますけれども、少なくともそういった悪影響というのはないわけで、最終目的である府域一水道に向けてこれから各市も同様にその時

期は違いますけれども取り組んでいくわけですので、本市もいつかはわかりませんが、いろいろ検討をしていく中で各構成団体さんをお願いしていかねばならない時期も来るのかなと思っています。これは各市同様の条件でございますので、特に3団体さんが各構成団体へのお願いの努力が足りないとか、そういう認識は我々は持ってはおりません。以上です。

○野原修委員長 中川委員。

○中川嘉彦委員 ありがとうございます。

今、悪影響はないとおっしゃられましたので、こういうふうに企業団に入っていく中である程度その財務内容とかを見て、これだったらいけるということを確認して入るから安心だと、悪影響はないというふうに私は受けとめます。先ほどの話ではないですけど、デメリットがなかなか把握しづらいという中で、摂津市民にとっては何遍もあれですけど水道料金の問題が一番の関心事だと思いますので、その辺はどういうふうに影響するのか、影響があれば早く情報を開示して、こうなるということを早目に教えていただき、水道事業もこれからいろいろと経年劣化とかそういうのでお金がかかるのは重々わかっているつもりです。水道の使用量も減っていくのもそういうふうになっている傾向だということも認識してる中でお金がかかりますので、いずれは統合とかそういう大きな話になるかもわからないですけども、今はしっかり摂津市民に負担がかからない状況、水道料金一つとってもしっかりと取り組んでいただきたいと思っています。以上です。

○野原修委員長 ほかに。

弘委員。

○弘豊委員 そうしましたら、私のほうか

らも少しだけ質問させていただきます。

今回のこの3市町村の水道事業の分を企業団のほうに統合していくということですが、この協議の流利的なことはさっきもちょっと言われたのかなと思いますけれども、ただ企業団の側から働きかけてというようなことよりも、ここの市町村のほうからそれぞれ希望があってということなのかなというふうに理解をしているんですけれども、今後のことで摂津市がこういう協議をしていくことも将来にはあるのかなというふうなことを考えれば、例えば今一番摂津市と状況が似ている四條畷市さんかなと思うんですけれども、どういった議論がされているのか。議会とかそういったところの議論、十分まだ情報とかも出てないので、お答えできる分があればお聞きしておきたいなというのが一点です。

それと、もう1点、これは今それぞれの市町村で水道と下水と分けてやっているところもあれば、上下水道局みたいなことで統合しているところもあるのかなというふうに認識していますが、今総務の所管のほうに、今回の事務分掌の中で水道と下水と摂津市も合わせていくというふうな方向がある中ですが、この水道の広域化の中では上水の事業だけで下水は別というふうなことです。そこらあたりを進めていく方向性の中で矛盾やギャップが生じないのかどうか、そこらのところをお聞きしておきたいと思います。

○野原修委員長 石川次長。

○石川水道部次長 まず、企業団の統合に向けて本市の考えというご質問だったと思うんですけれども、先ほども申し上げましたように、統合に当たってのメリット、デメリット、これを明らかにしていく必要

があると思っています。メリットとして考えられるのは交付金制度の活用であるとか、企業団の施設を利用した施設の再配置といったようなことですね。こういったことが可能なかどうかという、そこら辺で今の施設を例えば減らしていけると、より効率的な配置ができるのであればそれはメリットになるかと思うんですけど、そういったことも今現在は何もわかりません。さらに言えば、企業団とすぐに一緒になるのがいいのか、近隣市も含めてそういった施設の再配置を考えていくのがいいのか、ここら辺も検討していく必要があるのかなとは思いますが、そういった意味で企業団であったり、近隣市の考え方というのも今後考慮していく必要があるのかなと思っています。ただ、こういったことはまだ今想定しているだけで具体的な検討があるわけでもございません。つまり、メリットというのは今の段階ではっきりしておりません。先ほども言いましたように、デメリットとして危惧しているのがサービスの低下。今現在、修繕業務等は直営であったり、市内業者でスムーズに対応できているんですけれども、これが統合によって本当にそういった今のようなサービスが提供できるのか、ここら辺がはっきりつかめない。メリット、デメリットが把握できない中で、統合の判断というのはもちろん今の状況ではできないと。ですから、一つは29年4月に統合される四條畷さんの状況というのを見きわめていく必要があるのかなというふうには考えています。

それから、2点目、上下水道になったときにどうなるのかということで、基本的には企業団は下水道事業は引き継がないということが方針として出ています。四條畷

市さんも上下水道部ですけれども、統合後は下水は切り離す。そういう意味でいいますと、本市も機構改革で上下水統合を考えているわけですが、仮に統合となれば、その段階で下水は切り離すということになってきます。以上です。

○野原修委員長 弘委員。

○弘豊委員 ありがとうございます。

委員会の前に統合の概要というようなことでお聞きした際に、今回のこの3市町村の統合が進めば、今後企業団が府域一水道への大きな推進力になるみたいなこともこの中に書かれていて、この議論が決着ついたら一気に進むのかなみたいなことも若干危惧もしたりはしてました。ただ、摂津市としては、やはり今おっしゃられたみたいに、今の状況なんかもしっかり踏まえて、まだまだ不透明なところが多い中ですから手探りのところが多いんだというふうに思いますけれども、情報もしっかりとってまた教えていただけたらいいなというふうに思っております。今回、今言われたみたいに、他市や千早赤阪村のほうでは恐らく議会のほうでも全会一致ぐらいで通っているんだと思うのですけれども、四條畷市さんのほうではいろいろな意見が出て賛否も割れてるみたいな、そんな中で賛成多数でこのようになってるというふうにも聞いています。大阪府の水道ビジョンなんかで見ましたら、大体将来的には20年のスパンで府域一水道にみたいなこともイメージとしては出ているのですが、なかなか具体的な姿としては本市としてどうなっていくのかなというようなことでのイメージが持ちにくいというふうな状況はまだまだ止みません。そういった中では、またこれから事あるごとに議論をしていけたらなというふうにも思

ってますし、また下水との関係で言うと、この段階で統合というのはどうなのかなというようなことも、やっぱりこちらあたりもイメージしにくい部分でありますので、またそういった点については今後の中で聞かせていただけたらと思います。これは要望で、答弁は結構です。

○野原修委員長 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○野原修委員長 以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前10時30分 休憩)

(午前10時32分 再開)

○野原修委員長 再開します。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○野原修委員長 討論なしと認め、採決します。

議案第64号所管分について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○野原修委員長 全員賛成。

よって本件は可決すべきものと決定しました。

議案第65号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○野原修委員長 全員賛成。

よって本件は可決すべきものと決定しました。

議案第67号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○野原修委員長 全員賛成。

よって本件は可決すべきものと決定しました。

議案第72号について、可決することに

賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○野原修委員長 全員賛成。

よって本件は可決すべきものと決定しました。

これで、本委員会を閉会します。

(午前10時33分 閉会)

委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

建設常任委員長 野 原 修

建設常任委員 中 川 嘉 彦